

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

# さまざまな支援制度があります

6月10日現在の情報です。要件や申請方法について詳しくは、[区HP](#)をご覧ください。各担当部署へ問い合わせを。

☆その他の支援一覧は、右記[区HP](#)をご覧ください

支援一覧はこちら



▲個人向け



▲事業者向け

### 個人向けの支援

全ての方へ

## 一人10万円 特別定額給付金

申請期限 **8月18日(当日消印有効)**

5月末までに、申請書を郵送しました。必要事項を記入し、**添付書類を忘れず**に同封の封筒に入れて郵送してください。

☆5月下旬から、順次振り込みを行っています。申請から振り込みまで3~4週間程度かかります。なお、世帯主の方のみ、「マイナポータル」からオンライン申請も可

問合せ

中野区特別定額給付金コールセンター

☎(6863)6808 ☆掛け間違いにご注意を

平日午前8時30分~午後5時

制度についての問合せ

総務省コールセンター

☎0120(260)020

毎日午前9時~午後8時

## 休業・失業等で家賃が支払えない方へ 住居確保給付金

失業や休業等で収入が減少した、収入・資産が基準額以下の方が対象。家賃相当額(限度額あり)が3か月(最長9か月)支給されます。

問合せ

中野くらしサポート/2階

☎(3228)8950

平日午前8時30分~午後5時

制度についての問合せ

厚生労働省コールセンター

☎0120(23)5572

毎日午前9時~午後9時

## 収入が減って家計の維持が難しい方へ 緊急小口資金

休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のための生活費を必要とする世帯が対象。無利子で最大20万円(返済期間2年以内)を借りられます。

詳しくは、中野区社会福祉協議会[HP](#)を確認を。

問合せ

中野区社会福祉協議会 ☎(5380)5775

平日午前9時~午後5時(第3月曜日を除く)

ろうきんや郵便局でも申請できます

いずれも7月31日まで。制度についての問い合わせなどは、厚生労働省コールセンター☎0120(46)1999へ。

労働金庫連合会(ろうきん)

☎0120(22)5755 ☆平日午前9時~午後5時

区内の取り扱い郵便局 ☆ナビダイヤル

落合郵便局 ☎0570(943)386

中野郵便局 ☎0570(943)523

中野北郵便局 ☎0570(943)315

## 税・各種保険料の納付が難しい方へ 猶予・減免等の相談

詳しくは[区HP](#)を確認を。国民年金保険料は11ページへ。

特別区民税・都民税(住民税)の猶予等

納税係/3階 ☎(3228)8924

中野区納税案内センター ☎(3228)5466

国民健康保険料の減免等

国保徴収係/2階 ☎(3228)5509

後期高齢者医療保険料の減免等

後期高齢者医療係/2階 ☎(3228)8944

介護保険料の減免等

介護資格保険料係/2階 ☎(3228)6537

### 事業者向けの支援

## 東京都感染拡大防止協力金(第2回)

5月7日~25日の緊急事態措置期間に、都の要請や協力依頼に応じて店舗・施設の使用停止に協力した中小事業者が対象。50万円(二つ以上の店舗等で休業等に取り組む場合は100万円)が支給されます。

問合せ

東京都緊急事態措置等・

感染拡大防止協力金相談センター

☎(5388)0567

毎日午前9時~午後7時

## 日本政策金融公庫の融資

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者などを対象としたさまざまな貸付制度があります。利子補給制度を併用することで、実質無利子となるものもあります(創業3か月以上の事業者が対象)。

問合せ

事業資金相談ダイヤル

☎0120(154)505

平日午前9時~午後7時



◀産業振興センターで融資相談会を実施中。詳しくはこちらから

## 持続化給付金

ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者が対象。中小事業者(法人)は200万円、個人事業者は100万円を上限とし、売り上げ減少分が通常2週間程度で支給されます。

問合せ

経済産業省コールセンター

☎0120(115)570

毎日午前8時30分~午後7時

(7月以降は土曜日・祝日を除く)

## 創業間もない方は新創業融資制度のご利用を

産業振興係/9階

☎(3228)5518 FAX(3228)5656

区内事業者の方が利用した場合、支払った利子を1.9%まで補給します。今年1月1日以降に支払った利子が対象です。

☆申請は毎年必要。詳しくは、[区HP](#)をご覧ください。融資の流れについては、日本政策金融公庫[HP](#)を確認を

## 特別区民税・都民税の第1期分 国民健康保険料の第1期分 後期高齢者医療保険料の第3期分 介護保険料の第3期分

6月30日は納期限です。忘れずに納付を

☆口座振替の方は、事前に残高の確認を。新型コロナウイルス感染症等の影響で納付が困難な方は、早めに相談を

## 6月30日は固定資産税・都市計画税 第1期分の納期限です。忘れずに納付を

中野都税事務所 ☎(3386)1111

## 新型コロナウイルス感染症対策への 寄付にご協力を

企画係/4階

☎(3228)8987 FAX(3228)5476

区は、ひっ迫する医療、区民の生活及び区内の経済活動の支援に取り組んでいます。この取り組みを着実に進めるため、「新型コロナウイルス感染症対策生活応援寄付金」にご協力をお願いします。

ふるさと納税を活用したクラウドファンディングも実施。寄付金は所得税等の控除対象となります。

詳しくは、[下記HP](#)をご覧ください。企画係へ問い合わせを。



◀クラウドファンディング(ふるさと納税)サイト